

神奈川県労働局発表

平成30年3月1日

(担当)

神奈川県労働基準部賃金室

賃金室長 中川 伸人

最低賃金係長 城所 享

TEL 045-211-7354 (直通)

神奈川県電気機械器具製造業最低工賃が

12年ぶりに引上げへ

— 平均引上げ率は31.8% —

本職は、平成30年1月22日に開催された神奈川県労働審議会家内労働部会において、神奈川県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について諮問しました。

その後、審議の場を神奈川県労働審議会神奈川県電気機械器具製造業最低工賃専門部会に移し、慎重にご審議を重ねていただきましたところ、同年2月19日に、全会一致で、同最低工賃の改正が適当であるとの答申がありました。

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県電気機械器具製造業最低工賃を決定する予定です。改正額の効力発生は、最も早い場合で平成30年4月26日になります。

今回の答申は、他県の最低工賃の動向や、本県における最低工賃と地域別最低賃金との均衡を考慮しつつ、改正後の各工程の最低工賃について、委託者への激変緩和にも配慮して、別添の表に記載したとおりの金額に引き上げることとされたものでした。なお、平均引上げ率は31.8%です。

【別添：神奈川県電気機械器具製造業最低工賃一覧表】

*最低工賃とは、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見に基づき、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額を定めるもので、最低工賃が決定されると、委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。最低工賃は、地域別、業務別に定められています。

神奈川県内における電気機械器具製造業の家内労働者数は約690名であり、うち48名程度が直接引き上げ対象となります。

神奈川県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
神奈川県内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額 (かっこ内は現行)
シールド線	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 1円15銭 (1円07銭)
リード線	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう。）	10センチメートル以上の長さのリード線について行うもの	1か所につき 50銭 (17銭)
コネクタ	差し（コネクタの指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1か所につき 58銭 (50銭)
		1しんのシールド線について行うもの	1か所につき 63銭 (54銭)
		2しんのシールド線について行うもの	1か所につき 66銭 (57銭)
	束線（コネクタに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置で束線用バンド又はテープを用いて結束することをいう。）		1か所につき 1円74銭 (1円49銭)
電気部品 (印刷回路基板に用いるものに限る)	足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円24銭 (1円06銭)
	チューブ挿入（電気部品の足にビニールチューブを挿入することをいう。）	2個のチューブを挿入するもの	1個につき 1円26銭 (1円08銭)
印刷回路基板	部品差し	1本の端末について行うもの	1個につき 63銭 (54銭)
		2本のリード線について行うもの	1個につき 99銭 (85銭)
		3本のリード線について行うもの	1個につき 1円21銭 (1円04銭)